

平成26年4月に年金機能強化法が施行されました

住民税務課 電話 0994-22-3039
 住民生活課 電話 0994-25-2511
 鹿屋年金事務所 電話 0994-42-5121

●国民年金保険料の取扱いが次のとおり変わりました。

1、さかのぼって免除申請ができるようになりました。

免除申請ができる期間は、申請時点の直前の7月まででしたが、平成26年4月から過去2年（2年1カ月前）までさかのぼって申請ができます。（学生納付制度も同様です。）

2、法定免除期間の保険料が納付できるようになりました。

平成26年4月から、法定免除期間のうちご本人が申し出た期間は、保険料を通常どおり納付できます。

3、付加年金も2年間納付できるようになりました。

平成26年4月から、国民年金保険料と同様に、納期限から2年間納めることができます。

●年金の受け取りなどの仕組み

が一部変わりました。

1、子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます。

2、未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されました。

これまで「配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹」でしたが、平成26年4月からは、これに加え「それ以外の3親等内の親族（甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など）」まで広がりました。

3、繰下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金が支給されます。

4、さかのぼって障害者特例による支給を受けられます。

5、障害年金の額改定請求が1年待たずに請求できます。

省令に定められた障害の程度が増進したことが明らかである場合に1年待たずに改定請求することができます。

6、国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます。

7、年金受給者が所在不明となった場合に届出が必要です。

年金受給者が所在不明になって1カ月以上経過した場合、世帯員は所在不明である旨の届出をする必要があります。

詳しくは、役場年金係または年金事務所へお問い合わせください。

第6回 CYCLE Jamboree 鹿児島県照葉樹の森 サイクルジャンボリー

開催日 6月1日(日) **雨天決行**

【開会式】8:00~8:30 【スタート】9:00
 スタート地点: 錦江町文化センター隣(一般公道)
 本部会場: 錦江町役場駐車場



交通規制のお知らせ

イベント開催中、自転車走行コースやコースに接続する道路では、車両の通行が規制されるとともに、自転車・歩行者の通行が制限されます。

※(錦江町市街地→田代→花瀬→照葉樹の森の区間)

近隣住民・事業者の皆さまへは、不自由・不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

問い合わせ先 鹿児島県自転車競技連盟事務局 (事務局長:木下唯一→きしたただかず)
 〒893-2303 鹿児島県肝属郡錦江町馬場1553-1 TEL:0994-22-3239

大会当日は、全国各地から集まるサイクリストへご声援を頂ければ幸いです。